

川西町地域おこし協力隊募集及びサポート関連業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

川西町では、自然減、社会減による人口減少が依然として進行しており、町の維持には町外からの移住者の確保、外部人材による地域活性化が必要不可欠となっている。

地域おこし協力隊制度は、移住検討者にとって最長3年という任期の中、地域協力活動に従事しながら定住のための準備を進めていくことができる制度であり、今後移住者の増加を図るにあたっては、制度の効果的なPR活動や内容の充実化が求められる。

本プロポーザルは、当該協力隊募集及びサポート関連業務を委託するにあたり、事業者からの提案を広く募集しながら、豊富な経験と高い専門知識を有する者を選定し、効果的に制度を運営していくため実施するものである。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

「川西町地域おこし協力隊募集及びサポート関連業務」

(2) 業務内容

別紙1「川西町地域おこし協力隊募集及びサポート関連業務仕様書」による。

(3) 履行期間

令和7年度：契約締結日から令和8年3月31日まで

令和8年度：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

令和9年度：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（予定）

※ 「10 契約の締結」の令和8年度以降の契約に関する取扱いに留意すること。

(4) 業務委託料の提案上限価格

令和7年度：5,400千円

令和8年度以降：令和7年度と同程度の額を見込む

※ 消費税及び地方消費税を含む。

※ 上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 事務局

本プロポーザルに関する事務局（問い合わせ・書類提出先）は、次のとおり。

川西町商工観光課 観光交流係 観光交流担当

〒999-0121 山形県東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1

TEL：0238-42-6668（直通）

FAX：0238-42-2110

E-Mail：shokokanko@town.kawanishi.yamagata.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 川西町契約に関する規則（昭和39年規則第1号）第24条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 平成27年4月から令和7年3月までにおいて、自治体における地域おこし協力隊の募集業務あるいは隊員の地域生活におけるサポート業務の実績を有していること。

5 実施スケジュール

内 容	日 程
本プロポーザルの公告	令和7年6月 3日（水）
質問の受付期間	令和7年6月 3日（水） から 令和7年6月10日（火） まで
質問の回答	令和7年6月11日（水） まで（随時）
参加申込書・企画提案書等の提出期間	令和7年6月12日（木） から 令和7年6月25日（水） まで
選定結果通知	令和7年6月27日（金）（予定）

6 資料の交付

本町ホームページに次の資料を掲載するので、適宜ダウンロードすること。

- ① 実施要領
- ② 川西町地域おこし協力隊募集及びサポート関連業務委託仕様書（別紙1）
- ③ 川西町地域おこし協力隊募集及びサポート関連業務公募型プロポーザル評価基準書（別紙2）
- ④ 様式1～5

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受付期間
令和7年6月3日（水）から令和7年6月10日（火）まで

(2) 提出方法

質問書（様式１）に質問内容を記載し、事務局へ電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、令和７年６月１１日（水）までに、随時、本町ホームページに掲載する。なお、回答内容は本実施要領及び関係する書類の追加、修正として取り扱うものとする。

8 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

書類名	様式	提出部数	備考
① 参加申込書	様式２	１部	
② 会社概要調書	様式３	１部	
③ 業務実績調書	様式４	１部	
④ 実施体制調書	様式５	１部	
⑤ 企画提案書	任意（Ａ４判）	５部	(4)参照のこと
⑥ 提案価格見積書	任意（Ａ４判）	５部	年度別に作成し、見積内訳書を含むこと
⑦ ①～⑥の電子データ	DVD-R	１枚	ウイルスチェックを行うこと

(2) 提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、提出期限内必着とし、特定記録郵便等の配達記録が残る方法で発送すること。発送後、到着の有無について、事務局に確認すること。

(3) 提出期間

令和７年６月１２日（木）から令和７年６月２５日（水）まで

持参の場合は、平日の午前９時から午後５時まで

(4) 企画提案書作成の留意事項

① 企画提案書は、Ａ４判、横書き、文字サイズ１１ポイント以上、表紙を除き１０ページ以内とする。ただし、図表に関してはこの限りではない。

② 企画提案書は、仕様書を満たす内容とし、評価基準書の１(1)③企画提案審査に記載する評価項目及び評価の視点に沿って作成すること。各評価項目に沿った提案の記載がない項目は０点とする。

③ 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとし、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とする。ただし、川西町情報公開審査会で公開を決定された場合はこの限りではない。また、受託候補者の企画提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために承諾を得た上で公表する場合がある。

④ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第

三者の権利の対象となっているものを企画提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。

9 審査の実施及び結果の通知

(1) 審査委員会の設置

本プロポーザルにおける受託候補者の選定は、「川西町地域おこし協力隊募集及びサポート関連業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、当該委員会において、評価基準書に基づき審査を行う。なお、審査は非公開とし、選考結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 審査

提出された書類に基づき、業務実績、業務体制、企画提案及び提案価格見積書について審査を行う。

(3) 受託候補者の選定

① 審査における評価点が総評価点（満点：100点）の6割（60点）以上の参加者を受託候補者として選定する。

② 受託候補者について、評価点の高い順に順位を決定する。合計評価点が同点の場合は、提案価格が低い参加者を上位とし、提案価格が同額の場合は、審査委員会の合議により順位を決定する。

(4) 審査結果（選定結果）の通知

審査結果（選定結果）は、審査を行った全参加者に対し、令和7年6月27日（金）（予定）付け書面にて通知する。

10 契約の締結

(1) 契約方法

審査において1位となった受託候補者と協議し、協議結果及び内容を反映した仕様書等の調整を行った上で、川西町契約に関する規則（昭和39年規則第1号）の定めにより契約を締結する。したがって、提案内容がすべて仕様書に反映されるものではない。

また、1位の受託候補者との協議が不調となった場合、又は1位の受託候補者が契約を締結するまでの間に本実施要領「11 参加者の失格」に記載している事項に該当し失格となった場合は、受託候補者の順位の高い者から順に協議して契約を締結するものとする。

なお、令和8年度及び令和9年度の契約は、本業務に係る予算の議決がなされることを条件とするものであり、予算の議決後に契約の手続きを行うものとする。また、発注者の都合により仕様書の内容を見直して契約する場合がある。

(2) 契約金額

契約金額は、原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とする。

1 1 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加者が本実施要領「4 参加資格要件」に記載している要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- (3) 参加者に審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- (4) その他審査委員会が失格と認めた場合

1 2 プロポーザルの延期または中止

次の場合、本プロポーザルを延期又は中止とする。

- (1) 自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められる場合
- (2) 参加者がいない場合
- (3) 参加者の全てが失格となった場合

1 3 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とし、プロポーザルが延期又は中止となった場合でも、その費用を本町に請求することはできない。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、任意様式により事務局へ届出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

1 4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。